

# 国・地方共通相談チャットボットの提供開始について

## 令和6年3月26日から、国・地方共通相談チャットボット(Govbot)の提供を開始

ガボット

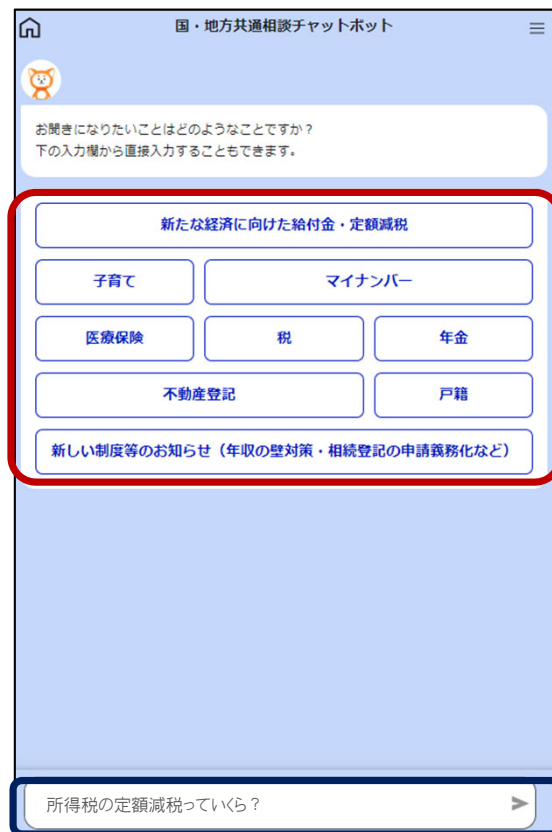
- ▶ 総務省とデジタル庁が連携し、各府省の協力を得て整備
- ▶ 【URL】 <https://www.govbot.go.jp>（マイナポータル、総務省HP等からアクセス。X、FacebookなどのSNSからもアクセス可能）



### <トップ画面>



### <チャット画面>



### 【主な機能】

- ・住民からの問合せニーズが多い行政分野を中心に、国・地方ともに共通的に問われ、統一的に回答できるものを用意
- ・給付金・定額減税の一体措置、年収の壁、森林環境税などの新たなトピックも掲載

- ・質問を入力すると、AIがFAQの中から最も近いと思われる問いと回答を探し出し、会話型で表示

#### <住民>

窓口に出向いたり、電話をかけなくても、好きな時間に知りたい情報を容易に入手

#### <自治体>

住民からの相談や問合せに活用し、より迅速に対応

### 【その他のコンテンツ、継続的な機能改善】

- ▶ 能登半島地震の被災者支援に関する情報、自治体のチャットボット、国等の相談窓口についてもご案内
- ▶ フィードバック機能により、利用者の声（必要な情報にたどり着くことができたか、改善点、操作性、利用頻度の高い質問など）を把握し、利用者目線に沿った形で、回答の精度向上、分野の拡充、問い・回答の追加などを継続的に実施



# (参考) 国・地方共通相談チャットボットの利用イメージ①

## (例①) 所得税の定額減税がいくら減税されるのかを知りたい

### (1) 自由検索を使って調べる

<トップ画面>



①「チャットを始める」を選択

### (2) 選択肢を使って調べる

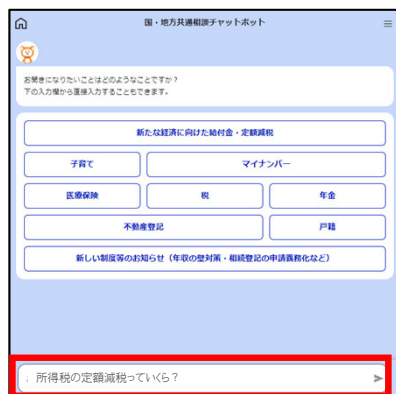
所得税の定額減税額は、扶養している親族の有無等によって異なります。具体的には以下の(1)と(2)を合計した金額となります。

(1)本人（居住者に限ります。） 30,000円

(2)同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

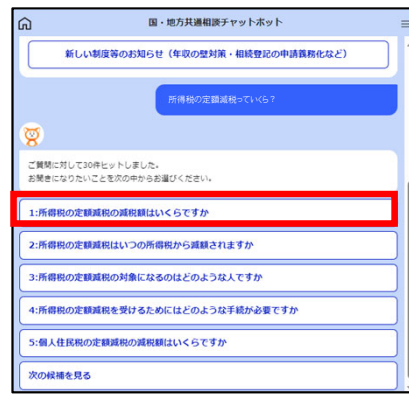
なお、(1)と(2)を合計した金額がその人の令和6年分の所得税額を超える場合には、その所得税額が控除される限度になります。

※ 所得税の定額減税の詳細は、[こちら](#)をご覧ください。



②自由検索欄に例えば「所得税の定額減税っていくら？」と入力して送信

⇒AIが入力した内容に関連する問いを一覧で表示



③「1:所得税の定額減税の減税額はいくらですか」を選択



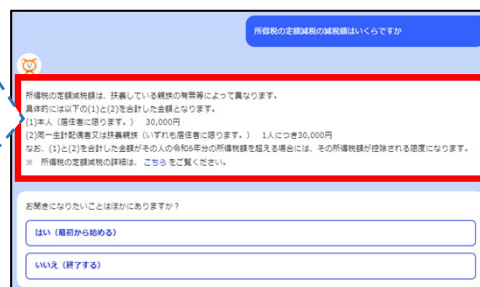
④回答が表示される



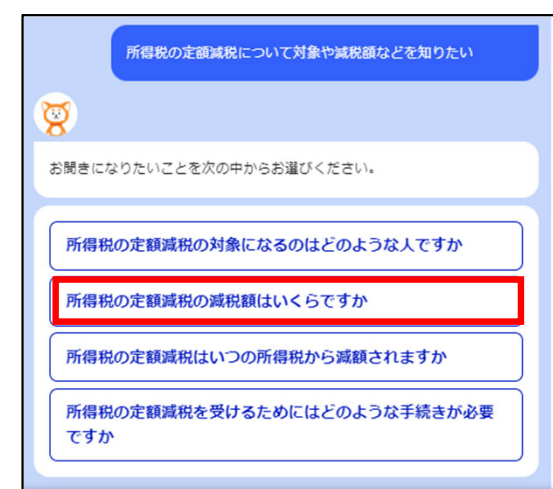
②'「新たな経済に向けた給付金・定額減税」を選択



③'「所得税の定額減税について対象や減税額などを知りたい」を選択



⑤'回答が表示される



④'「所得税の定額減税の減税額はいくらですか」を選択

# (参考) 国・地方共通相談チャットボットの利用イメージ②

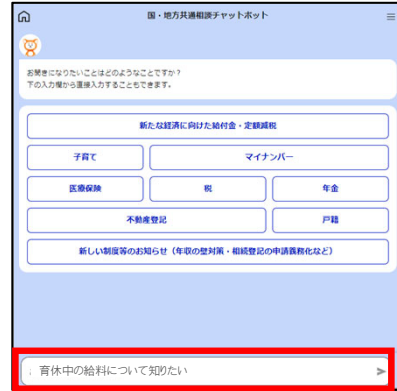
## (例②) 育児休業中の給料について知りたい

### (1) 自由検索を使って調べる

<トップ画面>



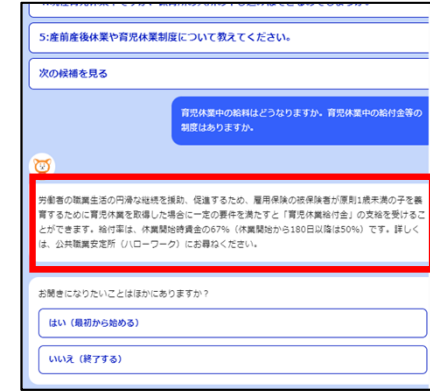
①「チャットを始める」を選択



②自由検索欄に例えば「育休中の給料について知りたい」と入力して送信  
⇒AIが入力した内容に関連する問いを一覧で表示



③「1:育児休業中の給料はどうなりますか。育児休業中の給付金等の制度はありますか。」を選択



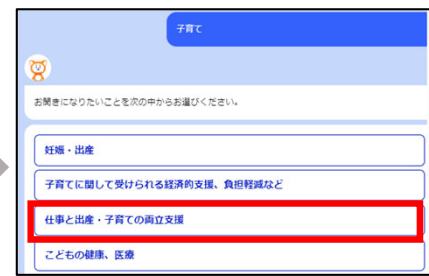
④回答が表示される

### (2) 選択肢を使って調べる

労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、雇用保険の被保険者が原則1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。給付率は、休業開始時賃金の67%（休業開始から180日以降は50%）です。詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。



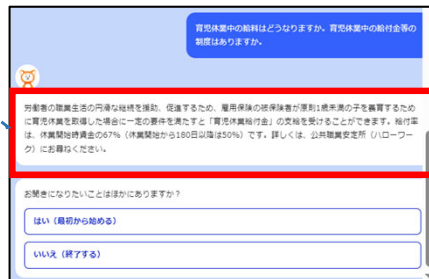
②'「子育て」を選択



③'「仕事と出産・子育ての両立支援」を選択



④'「育児休業中の給料はどうなりますか。育児休業中の給付金等の制度はありますか。」を選択



⑤'回答が表示される